

手 当

(1)障害者福祉手当・第1種手当(区制度)

■対 象

20歳以上で次の要件のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳 1～2級の方
- ②愛の手帳 1～3度の方
- ③脳性麻ひ、進行性筋萎縮症の方

■支 給 制 限

所得制限(本人)があります。(2)(3)の手当との重複受給はできません。施設入所者は除く。

65歳以上の方は新規申請はできません(一部の方を除く)。

■手当額および支払月

月額15,500円 4月、8月、12月支払い(前月までの4か月分を支払い)

■手続に必要なもの

- ①本人の銀行口座の分かるもの
- ②課税証明(転入の場合)

■窓 口

障害福祉相談窓口(区役所3階)

各すこやか障害者相談支援事業所(中部・北部・南部・鷺宮)(18～19ページをご覧ください)

(2)障害者福祉手当・第2種手当(区制度)

■対 象

次の要件のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳 3級の方
- ②愛の手帳 4度の方
- ③精神障害者保健福祉手帳 1級の方
- ④(1)の障害者福祉手当・第1種手当に該当する障害程度である20歳未満の方

■支 給 制 限

所得制限(本人)があります。(1)(3)(7)の手当との重複受給はできません。施設入所者は除く。65歳以上の方は新規申請はできません(一部の方を除く)。

■手当額および支払月

月額5,000円 4月、8月、12月支払い(前月までの4か月分を支払い)

※ただし、毎年8月1日時点で満65歳の方は、それ以降月額2,500円

■手続に必要なもの

- ①本人の銀行口座の分かるもの
- ②課税証明(転入の場合)

■窓 口

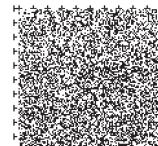
障害福祉相談窓口(区役所3階)

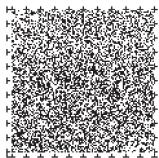
各すこやか障害者相談支援事業所(中部・北部・南部・鷺宮)(18～19ページをご覧ください)

(3)難病患者福祉手当(区制度)

■対 象

難病医療費助成の認定を受けた方、および点頭てんかんの方(対象疾病については123ページをご覧ください)。





小児慢性疾患医療費助成の認定を受けた方のうち、難病医療費助成制度の対象疾患有該当する方。(小児慢性疾患では異なった疾病名(分類)で記載されていることがあります。)
※生活保護受給等により都医療券をお持ちでない方は、別途ご相談ください。

■支給制限

所得制限(本人)があります。(1)(2)(7)の手当受給者を除く。65歳以上の方は新規申請はできません(一部の方を除く)。

■手当額および支払月

月額10,000円 4月、8月、12月支払い(前月までの4か月分を支払い)

■手続に必要なもの

①本人の銀行口座の分かるもの ②課税証明(転入の場合) ③特定医療費(指定難病)受給者証または都医療券

■窓 口

障害福祉相談窓口(区役所3階)

各すこやか福祉センター(中部・北部・南部・鷺宮)(18~19ページをご覧ください)

(4)重度心身障害者手当(都制度)

■対 象

次の要件のいずれかに該当する方

①重度の知的障害で、著しい精神症状などのため常時複雑な介護を必要とする方 ②重度の知的障害で、身体の障害の程度が東京都重度心身障害者手当条例別表2号の各号(おおむね、身体障害者手帳1~2級相当以上の障害)のいずれかに該当する方 ③重度の肢体不自由で、両上肢および両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度の身体障害を有する方

※障害の判定は、手帳の所持とは別に東京都心身障害者福祉センターの判定が必要となります。

■支 給 制 限

所得制限(本人所得。ただし20歳未満は生計中心者)があります。入院3か月を超える方、施設入所者は除く。65歳以上の方は新規申請はできません。

■手当額および支払月

月額60,000円 每月払い

■手続に必要なもの

印鑑

■窓 口

障害福祉相談窓口(区役所3階)

各すこやか障害者相談支援事業所(中部・北部・南部・鷺宮)(18~19ページをご覧ください)

(5)特別障害者手当(国制度)

■対 象

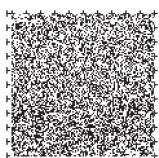
次の要件のいずれかの障害に該当し、日常生活において常時介護を必要とする20歳以上の方

①おおむね身体障害者手帳1級、2級、愛の手帳1、2度程度の障害が重複している方
②上記に準ずる疾病および精神障害をお持ちの方

※診断書の障害の状況によっては医師の審査により該当しないことがあります

■支給制限

所得制限(本人および世帯の生計中心者の所得)があります。施設入所者は除く。入



院3か月を超える方は除く。

■手当額および支払月

月額29,590円（令和7年度） 2月、5月、8月、11月支払い（前月までの3か月分を支払い）

■手続に必要なもの

①診断書（所定の用紙は窓口にあります。重度心身障害者手当受給者は不要） ②本人の銀行口座の分かるもの ③課税証明（転入の場合）

■窓 口

障害福祉相談窓口（区役所3階）

各すこやか障害者相談支援事業所（中部・北部・南部・鷺宮）（18～19ページをご覧ください）

（6）障害児福祉手当（国制度）

■対 象

次の要件のいずれかの障害に該当し、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の方

①身体障害者手帳1級または2級（一部）程度の方 ②愛の手帳1度または2度（一部）程度の方

③上記に準ずる疾病および精神障害をお持ちの方

■支 給 制 限

所得制限（本人および世帯の生計中心者の所得）があります。施設入所者は除く。障害を理由とする公的年金を受けている方は除く。

■手当額および支払月

月額16,100円（令和7年度） 2月、5月、8月、11月支払い（前月までの3か月分を支払い）

■手続に必要なもの

①診断書（所定の用紙は窓口にあります。重度心身障害者手当受給者は不要） ②本人の銀行口座の分かるもの ③課税証明（転入の場合）

■窓 口

障害福祉相談窓口（区役所3階）

各すこやか障害者相談支援事業所（中部・北部・南部・鷺宮）（18～19ページをご覧ください）

（7）児童育成手当・障害手当（区制度）

■対 象

20歳未満で次の要件のいずれかに該当する方

①身体障害者手帳1～2級程度の方 ②愛の手帳1～3度程度の方 ③脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方

■支 給 制 限

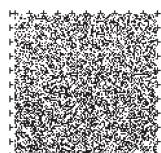
所得制限があります。（2）（3）の手当受給者は除く。施設入所者は除く。

■手当額および支払月

児童1人につき月額15,500円 2月、6月、10月支払い

■窓 口

子ども総合窓口 児童手当係（区役所3階） ☎3228-8952 FAX3228-5679



(8)児童育成手当・育成手当(区制度)

■対象

ひとり親家庭・養育者および父・母いずれかが重度障害（身体障害者手帳1～2級程度）を有する18歳（18歳に達した日以後における最初の3月31日）までの児童

■支給制限

所得制限があります。施設入所者は除く。

■手当額および支払月

児童1人につき月額13,500円 2月、6月、10月支払い

■窓口

子ども総合窓口 児童手当係（区役所3階） ☎3228-8952 FAX3228-5679

(9)特別児童扶養手当(国制度)

■対象

20歳未満で次の要件のいずれかに該当する方

① 身体障害者手帳1～3級程度の方（下肢障害については4級の一部を含む） ② 愛の手帳1～3度程度の方 ③ ①、②と同程度の「内部障害」「精神障害」がある方 ④複数の障害がある方（上肢4級+下肢6級など）

■支給制限

所得制限があります。施設入所者は除く。対象者が障害を理由とする公的年金を受けている場合は除く。

■手当額および支払月

令和7年4月時点

児童1人につき 1級認定 月額 56,800円
2級認定 月額 37,830円

4月、8月、11月支払い

■窓口

子ども総合窓口 児童手当係（区役所3階） ☎3228-8952 FAX3228-5679

(10)児童扶養手当(国制度)

■対象

ひとり親家庭・養育者および父・母いずれかが重度障害（身体障害者手帳1～2級程度）を有する18歳（18歳に達した日以後における最初の3月31日）までの児童

※愛の手帳1～3度程度、身体障害者手帳1～3級程度の障害のある児童の場合は20歳未満。

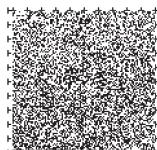
■支給制限

所得制限および、その他の規定があるため、詳しくは、お問い合わせください。

■手当額および支払月

令和7年4月時点

全部支給 1人の場合、月額46,690円、2人目以降の加算額、月額11,030円



一部支給 1人の場合、月額46,680円～11,010円
2人目以降の加算額、月額11,020円～5,520円
1月、3月、5月、7月、9月、11月支払い

■窓 口

子ども総合窓口 児童手当係（区役所3階） ☎3228-8952 FAX3228-5679

手当の所得制限基準額

●下記でいう所得額は、年間総収入から、給与収入の場合は給与所得控除、事業収入等の場合は必要経費を引いた後、各手当で定める各種控除を差し引いたものをいいます。各種控除の種類、金額については、それぞれの担当にお問い合わせください。

令和7年度現在（単位：円）

種別	所得者扶養者数	本人の所得限度額				
		0人	1人	2人	3人	4人
児童扶養手当（国）	全額支給	690,000	1,070,000	1,450,000	1,830,000	2,210,000
※1 ※3	一部支給	2,080,000	2,460,000	2,840,000	3,220,000	3,600,000
特別児童扶養手当（国）※1		4,596,000	4,976,000	5,356,000	5,736,000	6,116,000
特別障害者手当（国）						
障害児福祉手当（国）						
障害者福祉手当・第1種手当（区）※2						
障害者福祉手当・第2種手当（区）※2		3,661,000	4,041,000	4,421,000	4,801,000	5,181,000
児童育成手当・障害手当（区）						
重度心身障害者手当（都）						
難病患者福祉手当※2						

下記の手当については、上記本人所得以外に、配偶者・扶養義務者（同一生計か別居でも生計を維持する者）の所得制限もあります。

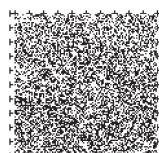
種別	所得者扶養者数	配偶者又は扶養義務者の所得制限				
		0人	1人	2人	3人	4人
児童扶養手当（国）		2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	3,880,000
特別児童扶養手当（国）						
特別障害者手当（国）		6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000
障害児福祉手当（国）						

※1 児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童育成手当については、父母又はその児童を育成する者の所得

※2 障害者福祉手当、難病患者福祉手当については、本人の所得

※3 児童扶養手当は、養育費を受けている場合、その8割相当額を所得に加算します

手
当



年 金 ・ 保 険

障害者を対象に支給される年金には、次のようなものがあります。

これらの年金には、それぞれ併給制限等いろいろな支給条件が定められていますので、詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

障害基礎年金

■対 象

①20歳前に初診日のある方 一保険料納付要件なし—

20歳未満に初診日（障害の原因となった傷病で、初めて医師の診療を受けた日）がある病気・けがで、障害のある方。

支給対象となる障害の程度は、国民年金法の障害認定基準に基づきます。

※20歳以後支給されます。本人の所得制限があります。

②20歳以後に初診日のある方 一保険料納付要件あり—

国民年金加入中や資格喪失後60歳から65歳未満のあいだに、初診日がある病気・けがで、障害のある方。

支給対象となる障害の程度は、国民年金法の障害認定基準に基づきます。

※一定の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

■支 給 額

令和7年4月から

1級 1,036,625円（昭和31年4月1日以前に生まれた方）

1,039,625円（昭和31年4月2日以降に生まれた方）

2級 829,300円（昭和31年4月1日以前に生まれた方）

831,700円（昭和31年4月2日以降に生まれた方）

子の加算額 1人目、2人目239,300円、3人目以降79,800円

■窓 口

保険医療課 国民年金係（区役所2階） ☎3228-5514 FAX3228-5456

※現在60歳以上の方は年金事務所にお問い合わせください。

中野年金事務所 ☎3380-6111（自動音声案内に従い、「1」の「2」を選択）

障害厚生年金・障害手当金(厚生年金)

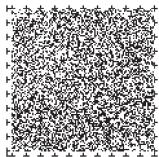
■受 給 要 件

①病気やけがの初診日に厚生年金の被保険者であった方が、障害基礎年金の受給要件を満たしているときに、障害基礎年金に上乗せする形で支給します。

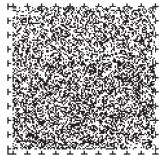
②障害基礎年金に該当しない程度の軽い障害の場合は、厚生年金保険の障害等級表に該当すれば、厚生年金保険の独自の年金（3級の障害厚生年金）又は障害手当金（一時金）が支給されます。

■問 合 せ

中野年金事務所 ☎3380-6111（自動音声案内に従い、「1」の「2」を選択）



東京都心身障害者扶養共済制度



障害者を扶養している保護者の方々の相互扶助の精神に基づいた、任意加入の制度です。東京都から転出した場合でも、転出先の道府県の制度に加入することで加入期間が通算される制度です。

■加入者

次のいずれかに該当する心身障害者の保護者の方

- ①身体障害者手帳1～3級
- ②知的障害者
- ③精神または身体に永続的障害があり、その程度が①または②と同程度の方（精神疾患、脳性麻ひ、自閉症、進行性筋萎縮症、血友病など）

■加入の要件

①東京都内に住所があること。②年度初日（4月1日）の年齢が65歳未満で特別な疾病がなく、保険契約の対象となる健康状態であること。

■掛金

加入者の年齢に応じて、月9,300円～23,300円（減額制度有り）

※掛金は改定されることがあります。

○加入口数は、障害者1人につき、2口まで

○掛金は、①65歳になったとき ②加入期間が20年以上となったときの①・②の両方の要件を満たしたとき、納める必要がなくなります。

■支給内容

加入者が死亡、または重度障害と認められたときから、加入1口当たり月額20,000円の支給。

■窓口

障害福祉相談窓口（区役所3階）

各すこやか障害者相談支援事業所（中部・北部・南部・鷺宮）（18～19ページをご覧ください）

特別障害給付金

■対象

次の①または②の期間内で任意加入していなかった期間に初診日（障害の原因となった傷病で、初めて医師の診療を受けた日）がある方

①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生の期間。

②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合の加入者等）の配偶者であった期間。

障害の程度は、現在の障害状態が障害基礎年金1級、2級相当に該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象なりません。

■内容

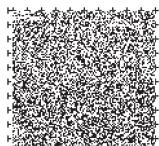
所得制限（本人）があります。他の公的年金・障害保障・損害賠償との併給調整があります。経過的福祉手当を受けている方は、特別障害給付金が支給されると、経過的福祉手当は停止となります。

■支給額

令和7年4月から 1級 月額56,850円 2級 月額45,480円

■窓口

保険医療課 国民年金係（区役所2階） ☎3228-5514 FAX3228-5456



年金生活者支援給付金

■支給要件

障害基礎年金の受給者が対象。所得制限（本人）があります。

1級年金 6,813円（月額）（令和7年度）

2級年金 5,450円（月額）（令和7年度）

■問合せ

保険医療課 国民年金係（区役所2階） ☎3228-5514 FAX3228-5456

労災保険

■内容

労災保険は、労働者が業務を起因とした災害や通勤途上における災害により負傷、病気、障害又は死亡した場合、労働者災害補償保険法（労災保険法）の規定に基づき被災労働者やご家族に対して保険給付等を行う制度です。給付概要は以下のとおりです。請求方法や給付認定等の詳細については、お問い合わせください。

<療養（補償）給付>

業務又は通勤災害による傷病により療養したとき、その治療費等が支給されます。

<休業（補償）給付>

業務又は通勤災害による傷病により働くことができず、賃金が支給されないときに休業4日目から給付されます。

<障害（補償）給付>

業務又は通勤災害による傷病が治癒（症状固定）したときに障害が残った場合、障害の程度に応じて年金又は一時金が給付されます。

<遺族（補償）給付>

業務又は通勤災害による傷病により死亡したとき、年金又は一時金が支給されます。

<葬祭料・葬祭給付>

業務又は通勤災害による傷病により死亡し、その葬祭等を行ったときに給付されます。

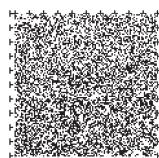
<介護（補償）給付>

被災労働者ご自身が労災年金受給者（1級又は2級）で、現に介護を受けている場合に支給されます。

■問合せ

〒169-0073 新宿区百人町4-4-1 新宿労働総合庁舎

新宿労働基準監督署 労災課 ☎3361-4402 FAX3361-6200



医 療

医療費の助成

心身障害者医療費助成(マル障)

■対象

身体障害者手帳1～2級（内部障害は3級まで）または愛の手帳1～2度および、精神障害者保健福祉手帳1級の方で、医療保険の被保険者および被扶養者

■支給制限

所得制限（本人所得。ただし、20歳未満は生計中心者）があります。生活保護を受けている方は除きます。65歳以上の方の新規申請はできません。

■内容

受給者証を交付し、医療費のうち保険診療の自己負担分の一部または全額を助成します。（補装具・訪問看護等を含む）

※保険診療以外の差額ベッド代等は除く。

※食事療養標準負担額、生活療養標準負担額は除く。

■所得基準額

心身障害者医療費助成には、所得制限額が定められています。

障害者が20歳以上の場合は本人の所得、20歳未満の場合は世帯主等の所得（ただし、20歳未満の方であっても国保法等の世帯主等となっている方についてはその方の所得）になります。下記でいう所得額は、年間総収入から、給与収入の場合は給与所得控除、事業収入等の場合は必要経費を引いた後、各手当で定める各種控除を差し引いたものをいいます。各種控除の種類、金額についてはお問い合わせください。

扶養親族等の人数	0人	1人	2人	3人	以下1人増すごとに
所得限度額	3,661,000	4,041,000	4,421,000	4,801,000	38万円加算

■手続に必要なもの

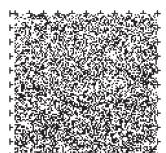
①健康保険証 ②交付連絡票または課税証明（転入の場合）

■窓口

障害福祉相談窓口（区役所3階）

各すこやか障害者相談支援事業所（中部・北部・南部・鷺宮）（18～19ページをご覧ください）

医
療



特定疾病(難病)の医療費等助成制度

■対 象

指定された難病の患者（対象疾病については123ページをご覧ください）

※対象疾病のうち、国が指定した難病（国疾病）以外の疾病に罹患している方。

■内 容

対象疾病について医療費のうち保険診療の自己負担分を東京都が一部助成します。

■窓 口

障害福祉相談窓口（区役所3階）

各すこやか福祉センター（中部・北部・南部・鷺宮）（18～19ページをご覧ください）

医
療

自立支援医療(更生医療)

■対 象

身体障害者手帳を所持する18歳以上の方

※原則1割負担で、課税状況等により、月あたり負担額の上限が設定されます。

■内 容

治療によって障害の程度を軽くしたり、除去したり、障害の進行を防ぐことが可能な場合、その医療費を公費で負担します。（例：人工関節置換術・ペースメーカー埋入手術など）

事前に申請が必要です。なお、東京都心身障害者福祉センターの判定が必要な場合があります。障害状況により、必要な書類が違いますので事前に下記窓口へご相談ください。

■窓 口

障害福祉相談窓口（区役所3階）

各すこやか障害者相談支援事業所（中部・北部・南部・鷺宮）（18～19ページをご覧ください）

自立支援医療(育成医療)

■対 象

18歳未満で身体に障害がある方、または将来障害を残すと認められる方で、手術などにより確実な治療効果を期待できる方。（所得制限あり）

■内 容

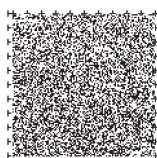
指定医療機関での医療費に対して助成します。（食事療養標準負担額を除く）

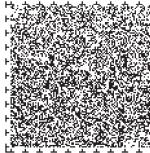
※自己負担分は医療費の1割。ただし、区民税所得割額に応じた自己負担の上限額があります。

■窓 口

子ども総合窓口（区役所3階） ☎3228-3253 FAX3228-5679

各すこやか福祉センター（中部・北部・南部・鷺宮）（18～19ページをご覧ください）





自立支援医療(精神通院医療)

■対象

精神疾患のため通院している方

■内容

公的医療保険と公費で医療費の9割を負担し、通院医療費の自己負担を1割にする制度です。課税状況等に応じて負担上限額を設定します。また、以下の場合は無料となります。

①社会保険の加入者で被保険者の住民税が非課税の場合

②都内の区市町村が保険者となる国民健康保険および後期高齢者医療保険の加入者で住民税が非課税の世帯に属する場合

③生活保護受給者

■手続き

下記窓口で申請してください。申請に必要な書類については各窓口へお問い合わせください。申請に基づき審査し、承認されると、都知事が「自立支援医療受給者証」を交付します。有効期間は1年間、更新は有効期間の終了月の3か月前の月の初日から申請ができます。

■窓口

障害福祉相談窓口（区役所3階）

各すこやか障害者相談支援事業所（中部・北部・南部・鷺宮）（18～19ページをご覧ください）

医
療

小児精神障害者入院医療費助成制度

■対象

精神疾患で入院が必要な18歳未満の方

■内容

入院費のうちの保険診療の自己負担分を助成します。（食事療養標準負担額を除く）

■窓口

子ども総合窓口 子ども医療助成係（区役所3階） ☎3228-5623 FAX3228-5679

各すこやか福祉センター（中部・北部・南部・鷺宮）（18～19ページをご覧ください）

小児慢性特定疾患の医療費助成

■対象

18歳未満で、対象疾患にかかっており、かつ別に定める認定基準に該当する児童。

①小児がん（悪性新生生物） ②慢性腎疾患 ③慢性呼吸器疾患 ④慢性心疾患（内科的治療）

⑤内分泌疾患 ⑥こう原病 ⑦糖尿病 ⑧先天性代謝異常 ⑨血液疾患 ⑩免疫疾患

⑪神経・筋疾患 ⑫慢性消化器疾患 ⑬先天異常 ⑭皮膚疾患 ⑮骨系統疾患 ⑯脈管系疾患

※18歳未満で認定を受け、引き続き有効な小児慢性特定疾患医療受給者証を交付されている方に限り、満20歳未満まで延長可能です。

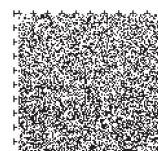
■内容

医療費のうち保険診療の自己負担分を一部助成します。

■窓口

子ども総合窓口（区役所3階） ☎3228-3253 FAX3228-5679

各すこやか福祉センター（中部・北部・南部・鷺宮）（18～19ページをご覧ください）



ひとり親家庭等医療費助成

■対象

ひとり親家庭・養育者および父・母いずれかが重度障害（身体障害者手帳1～2級程度）を有し、18歳に達した日以後における最初の3月31日までの児童または、20歳未満で一定の障害がある児童がいる世帯。

健康保険に加入していない方、生活保護を受けている方、児童福祉施設などに措置で入所している方を除きます。

■内容

医療費のうち保険診療の自己負担分（入院時の食事療養標準負担額または生活療養標準負担額を除く）を一部または全額を助成します。

ただし、父または母、養育者、扶養義務者の所得が限度額を超えている場合は、助成されません。（詳しくは、お問い合わせください）

■窓口

子ども総合窓口 子ども医療助成係（区役所3階）

☎3228-5623 FAX3228-5679

医
療

後期高齢者医療制度

■対象

65歳以上75歳未満で次のいずれかに該当する方

①国民年金証書（障害年金1・2級） ②身体障害者手帳1～3級と4級の一部 ③愛の手帳1・2度 ④精神障害者保健福祉手帳1・2級

■内容

申請により認定されると対象者に後期高齢者医療資格確認書を交付します。保険医療機関等での保険適用分の医療費の一部負担金は、所得の状況に応じて1割、2割または3割となります。

■申請に必要なもの

国民年金証書、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等

■窓口

高齢者総合窓口 後期高齢者医療係（区役所3階） ☎3228-8944 FAX3228-5456

戦傷病者特別援護法による療養等の援護

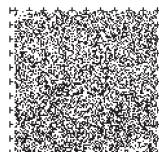
○療養の給付

■内容

戦傷病者手帳所持者で、当該認定に係る公務上の傷病について、必要な療養の給付を行います。

■窓口

東京都福祉局 生活福祉部 企画課援護恩給担当（都庁） ☎5320-4078 FAX5388-1403



○更生医療の給付

■内 容

戦傷病者手帳所持者で、公務上の傷病により、傷病が治癒、または固定の症状にある方に対し、職業能力の回復、その他更生を図るための医療で、更生相談所（東京都心身障害者福祉センター）の判定によって必要と認められれば、更生医療を受けることができます。

■窓 口

東京都福祉局 生活福祉部 企画課援護恩給担当（都庁） ☎5320-4078 FAX5388-1403

○療養手当の支給

■内 容

戦傷病者手帳所持者で、引き続き1年以上病院、または診療所に入院して療養給付を受けている方に対し、その方の請求により療養手当を支給します。ただし、恩給法の規定による増加恩給、傷病年金その他これらに相当する年金給付を受けている場合は、その支給額の限度において療養手当は支給されません。

■窓 口

東京都福祉局 生活福祉部 企画課援護恩給担当（都庁） ☎5320-4078 FAX5388-1403

医療・相談

救急診療案内

■東京都保健医療情報センター「ひまわり」

●業務内容

<24時間対応> ☎5272-0303 FAX（言語・聴覚障害等の方専用）5285-8080

お問い合わせの時間に診療を行っているお近くの医療機関をコンピュータによる自動応答サービスでご案内します。

<保健医療福祉相談> ☎5272-0303

保健、医療に関する相談やお問い合わせに相談員が応じます。※月曜日～金曜日 午前9時～午後8時

<外国語による相談> ☎5285-8181

外国語（英語・中国語・韓国語・タイ語・スペイン語）で受診できる医療機関、日本の医療制度等のお問い合わせに相談員が応じます。※毎日 午前9時～午後8時

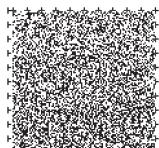
■東京消防庁 救急相談センター

☎3212-2323（または短縮#7119）

●業務内容

医療機関案内と急病相談。最寄りの消防署でも案内しております。

中野消防署 ☎3366-0119 野方消防署 ☎3330-0119



■精神科救急医療情報センター（東京都保健医療情報センター「ひまわり」内）

☎5272-0303

●業務内容

精神科の受診を希望されると精神科救急医療情報センターに転送されます。

専門職員が状況を聞いたうえで必要があれば精神科救急の病院・診療所に連絡しますので、そこで受診していただくことになります。

※平日：午後5時～翌日午前9時 休日：午前9時～翌日午前9時

■中野区準夜間こども救急診療（新渡戸記念中野総合病院）**●業務内容**

15歳以下の子どもを対象に、小児科医が診療を行います。事前に電話でお問い合わせのうえ、健康保険証、医療証を持って受付時間内に来院してください。入院などが必要な場合は、他の病院を紹介します。

新渡戸記念中野総合病院 ☎3382-9991（午後5時半までは3382-1231へ）

〒164-0011 中野区中央4-59-16

診療日：年中無休

診療時間：午後7時～10時

受付時間：午後6時45分～9時45分

スマイル歯科診療所

☎5380-0334 FAX5380-0336 受付方法：直接または電話でお申込みください。

〒164-0001 中野区中野5-68-7社会福祉会館（スマイルなかの7階）

■一般の歯科診療所での診療が困難な障害児者で通院が可能な方に、歯科診療、摂食機能訓練、口腔衛生指導及び相談を実施しています。

＜診療日時＞（祝日、12月29日～1月5日を除く）

日・水曜日 午前9時～12時

木曜日 午後1時～4時

＜指導及び相談日時＞（祝日、12月29日～1月5日を除く）

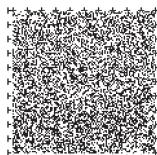
日・火・水・木・土曜日 午前9時～12時 午後1時～5時

■かかりつけ歯科医の紹介

障害のある方に、訪問診療を行っているなどの区内のかかりつけ歯科医を紹介します。

■「なかの・口と歯の健康支援センター」

お口の健康増進を図るための指導・相談を実施しています。（スマイル歯科診療所に併設）



かかりつけ医療等

■かかりつけ医の紹介（中野区医師会）

☎3384-1335

●業務内容

地域にかかりつけ医がいない方、在宅診療をご希望の方に適切な医療機関を紹介します。

■かかりつけ歯科医の紹介（中野区歯科医師会）

☎3382-1487

●業務内容

障害のある方に、訪問診療を行っているなどの区内のかかりつけ歯科医を紹介します。

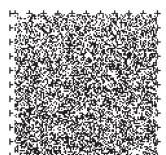
■在宅訪問薬剤管理を行っている薬局の紹介（中野区薬剤師会）

☎5330-8934

●業務内容

在宅療養をされている方で、薬が飲みづらい又は飲んでくれない、飲み忘れが頻繁などでお困りの方のお宅に薬局の薬剤師が訪問して、薬学的管理及び指導を行っている薬局を紹介します。

医
療



補装具費の支給

身体障害者手帳または戦傷病者手帳所持者及び難病患者等の方には、調査の上必要に応じて、下記のような補装具の購入及び借受又は修理に要する補装具費が支給されます。ただし、世帯の課税状況により、自己負担があります。また、一定以上の課税世帯は対象となりません。（ただし、18歳未満の児童はすべて補装具の支給対象となります。）

なお、新規の交付については、一部、東京都心身障害者福祉センターの判定を必要とします。（修理についても判定が必要なことがあります。）購入、修理後の申請はできません。事前にご相談ください。詳しくは、下記へお問い合わせください。

■障害者支援係 ☎3228-8706 FAX3228-5662

対象区分	補装具の種類
視覚障害	視覚障害者安全つえ、眼鏡（矯正・遮光・弱視）、義眼、コンタクトレンズ
聴覚障害	補聴器
肢体不自由	義手、義足、装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者意思伝達装置

※以下の制度が利用可能な場合は、他制度が優先となります。ただし、優先する制度に必要とする補装具の種目がなく、障害者総合支援法の制度にある場合は、支給が可能です。

- ①労働災害補償制度（窓口は労働基準監督署）
- ②医療保険制度（治療用装具）
- ③戦傷病者特別援護法
- ④介護保険法

介護保険対象者が、下記の補装具の利用をする場合は、介護保険制度（貸与）が優先となります。東京都心身障害者福祉センターで、既製品での対応が困難と判断された場合は、補装具費として支給できることがあります。

種目	内容
車いす	普通型、手押し型、リクライニング式手押し型 等
電動車いす	普通型、簡易型、電動リクライニング式 等
歩行器	二輪型、三輪型、四輪型、固定式(四脚) 等
歩行補助杖	松葉杖、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、多点杖、プラットホーム杖 等

